『語用論研究』第 18 号(2016 年) pp. 102-112
© 2016 年　日本語用論学会

［書評論文］

定延利之『コミュニケーションへの言語的接近』

東京：ひつじ書房 , 2016, viii + 357p. ISBN978-4-89476-762-1

滝　浦　真　人
放送大学

1.　本書は何の本か？

著者の定延は言語学者である。しかるに本書のタイトルは、ともすると冗長にも思える『コミュニケーションへの言語的接近』であって、『コミュニケーションの言語学』などではない。目次を開けば、とりあえずの理由は了解されようか。

〈目次〉
第 1 章　はじめに
第 2 章　前提
第 3 章　伝達を前提とするコミュニケーション観の批判的検討
第 4 章　意図を前提とするコミュニケーション観の批判的検討
第 5 章　共在を前提とするコミュニケーション観の批判的検討
第 6 章　行動を前提とするコミュニケーション観の批判的検討
第 7 章　おわりに

「X を前提とするコミュニケーション観の批判的検討」という章タイトルが並ぶ本書は、言語学が依拠するコミュニケーション観に対する批判、すなわち“言語学批判”の書なのだった。なるほど近代言語学は、ラングこそが言語学の対象であるとして、パロールの諸相に目を向けようとしなかった。そうした構えが批判されるのだとすると、では本書は、使用の相においてこそ言語のコミュニケーション上の働きが捉えられると考える語用論を称揚する書なのだろうか？ この書評の読者でも、語用論との親和性が強そうだと思って手に取る人が少なくないかもしれない。

だがもう一度目次を見てほしい。批判される「X」に入るのは、まずもって「伝達」であり「意図」である。じつは語用論研究ほど、「伝達」の「意図」がどのようにして実現す

るかや、そうした「伝達」によって言語が果たしていると考えられる「機能」をさぐろうとするディシプリンもないのではなかろうか？ グライスであれ、グライス批判の関連性理論であれまたネオグライシアンであれ、「伝達」と「意図」と「機能」を語らずには何も語れない。

評者は一応自分を語用論の研究者だと思っているので、俎上には自分で上がることにする。多分に「コミュニケーション」の相を対象にしたと思える自著（滝浦 2008）の原稿ファイルに検索をかけてみると、「伝達」は 45 回、「意図」は 25 回、「機能」に至っては 96 回も使われていた。これでは定延によってメッタ切りにされることを覚悟しなければならない。かように、この定延本はまさに、こうした“語用論学者”たちが自明のように言語とコミュニケーションを取り上げるときの手つきを批判する書なのである。したがって、本書を読もうとする語用論学徒は、本書を言語学批判というより、語用論批判の本だと思ってかかるのがよかろう。

批判の対象として最も根源的に収斂するのがコミュニケーション・モデルである。シャノンとウィーバーの“通信＝伝達”的なモデル（1948 年）以来、発信者と受信者の間でメッセージの“同一性”を担保すると考えられたのがコードの同一性だった。たとえば、「交感的（phatic）機能」のような“非伝達的”な側面まで捉えようとしたヤーコブソンのモデル（Jakobson 1960）でさえも、中央に置かれていたのはやはりコードだった。コードモデルの限界を指摘して提案されるようになったモデルの 1 つに、スペルベル＆ウィルソンによる関連性理論の推論モデル（Sperber and Wilson 1986）がある。“通信＝伝達”的なコミュニケーション観を超克することはできただろうか？ 定延は次のように述べる。

> 「人と人のコミュニケーションとは、話し手（或る情報を知っている者）と聞き手（その情報を知らない者）との落差を埋めるものである」と考え、「話し手の心内から口へ、そしてコミュニケーション・チャネル（たとえば電話会話なら電線、電話を用いなければ空気）を通って、聞き手の耳へ、さらに聞き手の心内へ」という情報の流れを前提とする点では、推論モデルもコードモデルと変わらない〔…〕。また、「情報意図（informative intention）」と「伝達意図（communicative intention）」が共に無ければコミュニケーションとは認めないという点では、推論モデルは「意図に基づく」ということにもなる。（12[1]）

「伝達」や「意図」に回収することのできない、かつ人びとがことばで生きていくときに欠かすことのできないものが、コミュニケーションにあると彼は考えている。それを捉え、

[1] 以下、本書のページに言及する際は数字だけを示すことにする。

説明できる理論的枠組みをさぐることが本書の目的であると言っていいだろう。

2. 本書の発話観

2.1. 「ふつうの話し方」

説明されるべきと本書が考えるのは、ふつうの人が話す「ふつうの話し方」である(16)。それにはたとえば次のような現象が含まれる。相手の知らない情報を教えてあげる場面では、下の a のように終助詞「よ」を伴う発話は自然でも、終助詞の付かない b の発話は不自然に響く。ところが、何か秘密でもこっそり教えるかのようにヒソヒソ声で話すのなら、終助詞の付かない c もおかしくなくなる (16)。

(2.2) a. お腹がすいているんだったら、冷蔵庫にプリンがあるよ。
b.?? お腹がすいているんだったら、冷蔵庫にプリンがある。
c. お腹がすいているんだったら、[秘密吐露調] 冷蔵庫にプリンがある。

また、「ふつうの話し方」は多くの言いよどみやつっかえを含むはずだが、例えばつっかえにも「自然なつっかえ方」がある。とぎれたり戻ったり延ばしたりする様々なつっかえ方の中で、突如出現した「どくろ仮面」に驚愕のあまりつっかえる場合には、下の中で a の「とぎれ型語頭戻り方式」のつっかえしか自然に感じられない (19)。[2]

(2.7) a. ど、どくろかめん (とぎれ型語頭戻り方式)
b. ど、くろかめん (とぎれ型続行方式)
c. どーどくろかめん (延伸型語頭戻り方式)
d. どーくろかめん (延伸型続行方式)

日本語で、存在場所に後続する格助詞は存在主体がモノの場合には「に」、デキゴトの場合には「で」であると言われる (38)。しかし、この使い分けは知識か体験かの違いによっても生じる (40)。

(2.24) X: 四色ボールペンみたいな便利なものは、日本にしか無いでしょうね。
Y: a. え、四色ボールペン、北京のイトーヨーカドーにありますよ。
b. え、四色ボールペン、北京のイトーヨーカドーでありますよ。

---

[2] ただし、これについては次のような混ぜっ返しをしてみたくなる。どくろ仮面が想像を超えるような存在感やタイミングで現れ、ほとんど人事不省になるくらいにビックリしてしまった人は、「どーーくろ、かめ、かめん」のような“みっともないつっかえ方”をしてもいいのではないかと。言い換えれば、評者には、「ど、どくろかめん」というつっかえ方が、まだ“つっかえ方の規範”のような (もしかすると役割語的な) ものを保っているように感じられる。

体験を語る場合であれば、bのような“[存在場所] で+ある（現在時)”の発話もあり得るだろう。つまり、知識を述べるときと体験を述べるときでは一部文法が異なっており、体験においては状態がデキゴト化していると考えられる（41)。

「ふつうの話し方」には、およそ「伝達」という観点からすると無意味になってしまう無意味でない発話も多く存在する。その1つが「ユニゾン」と呼ばれる同時発話の一種で、相手と同じ言葉を相手と同時に発してしまう現象、ないしは相手の言いそうな言葉を察知し相手の言葉にかぶせて発話する現象である。相手の言葉との同一性と発話の同時性を特徴とする以上、情報伝達的な価値はユニゾンにはない。グライス的な言い方をすれば、ユニゾンは典型的な量の格律違反と言うしかない。にもかかわらず人がユニゾンをある種の“稀有なもの”として扱うのは、それが「言葉を重ね合わせることによって首尾よく実現されたものとしての言葉の一致」だからである（104)。

2.2. 「あからさまにやってみせる」という発話観

以下、3章以降で検討される発話観と論じられる現象を見ながら論点を確認してゆく。まず、3章で批判的に検討されるのは、コミュニケーションの前提として自明とも思われる「伝達」の概念である。それを採用しない根拠として、またそれへのいわば対案として、著者は「発話の『権利』という見立て」を置く。発話の「権利」というと、「発言権」(floor）の保持や移行を考察対象とする会話分析が思い起こされるが、本書で採用される「権利」は、ある場面である特定の言葉を言うこと、ある特定の話し方をすることの「権利」である。これは本書において積極的に提案される最大の概念と言ってよい。

何かを発話する人は抽象的な存在ではあり得ない。発話者は必ず何らかの立場を持った人物である。本書ではたとえば、権利の異なる立場として「伝達者」と「責任者」とが分けられる（「伝達者」とは少しわかりにくいが、“自身で判断をせずに伝達だけをする人”と考えればよい)。一方、「責任者」は“自身の判断を言葉にする人”である。助動詞「た」の用法として「発見」「知識修正」「思い出し」といったものを取り上げるなら、この2人は権利が異なっており、「責任者」はそれらを口にする権利を持っているが「伝達者」は持っていない。また、発話の内容よりは話し方に近くなるが、空気すすり（スーやシーのような吸気音）や「えーと」のようなフィラーについても、「責任者」にはする／言う権利があるが「伝達者」にはない。

「発見」の「た」の例を挙げよう。なぜか車がどうしても動かずにあれこれ試したり確認していたとき、じつは運転者がブレーキを踏んでいたとする。そのとき、運転者は次のaでもbでも言うことができるが、後部座席にいる子供がbを言うのはおかしい（82–84)。

（3.5） a. あ、ブレーキ踏んでる。
b. あ、ブレーキ踏んでた。

a の「あ、ブレーキ踏んでる」なら、観察者は誰でも言うことができるが、「発見」の「た」を言うことができるのは「責任者」である運転者に限られる。同様にして、命題の「た」やりきみ発話といったものも、「体験者」だけが特権的に権利を有している。

こうした「権利」概念は、それを持ったものがそれを「あからさまにやってみせる」ことができるという発話観を導く。フィラー「えーと」によって「あからさまに検討してみせる」発話や（142）、同じくフィラー「さー」によって「あからさまにダメ元で（検討）してみせる」ことなど、状況によっては丁寧さ（ポライトネス）と結びつく（145）。反対に、「おはようございます」と挨拶されたときに、「はい」という感動詞を付けて返すことは、生徒に向かって教師が言うのはよいが、教師に向かって生徒が言うと失礼（インポライトネス）になる（125）。

（3.52） 小学生： おはようございます。
教員： a. おはよう。
b. はい、おはよう。
（3.53） 教員： おはよう。
小学生： a. おはようございます。
b.??はい、おはようございます。

このように「権利」概念を拡張し、特定の言葉や言い方にまで適用できるものとして取り入れることは、これまでの言語学にはなかった重層性をコミュニケーションに読み込むことを可能にするだろう。本書の白眉と言っていいのではあるまいか。

2.3. 身体的な発話観

続く 4 章では、コミュニケーションの前提としての「意図」が検討に付される。著者が問題とするのは、意図を前提とするコミュニケーション観からは、目的論的な発話観や道具論的な言語観が導かれてしまうことである（162）。ところが、そうしたコミュニケーション観は、たとえば話し言葉の「誤用不可能性」を説明することができない（165）。

これは意表を突かれるような面白い指摘だろう。とりたてて意図もなく発せられた言葉が相手を動かす力をもってしまうといったことなら、前提としての「意図」に対する反論として想像しやすいところである。しかしそれは、話し手に意図があったかどうか聞き手にはわからないから、聞き手が意図を読み込んでしまうことは避けがたいのだと反駁されてしまうかもしれない。他方、母語話者に間違いようのないものがあるとしたら、それらについてそのつどの意図に基いて選択されていると言うことはいかにも牽強付会であり、つまりはより強力な論拠となろう。挙げられる具体例は、文末の上昇調や下降調のイントネーションや（166）、何かが倒れるところを目撃している人が言う、「あーっ（倒れる〜！）」のような瞬間的・反射的な発話である（169）。たしかに、母語話者がそれらを間

違える場面に遭遇することはあまりできそうにない。

もう1つ、著者が紙数を割いて論じるのは、「キャラ（キャラクター）」である。「キャラ」とは、生活の様々なコミュニケーション場における、習慣化した人のふるまいの類型と言えばよかろうか。ある場所では「まじめキャラ」でも別の場所では「癒やしキャラ」だったり「姉御キャラ」だったりするように、「スタイル以上、人格未満」(185) の安定性を特徴とする。「スタイル」はそのつどの「意図」や「目的」に応じて着脱されるが、「キャラ」はある場所に入った自分がいつのまにか“なってしまっている”性格のようなものである。それゆえ、自分が持つキャラごとに人は異なった話し方をし、異なったコミュニケーションをすることになるが、その切り替わりを「意図」に基づいたものと言うことはできないだろうと著者は論じる (207)。

たしかに、「意図」というのは、グライスの会話の推意のように「個別的な（particularized)」ものと見たときに最もしっくりくる。そうでなく、染み付いてしまった身のこなしのようなものならば、むしろ身体的な発話観によく似合う。かくして著者は、「必ずしも意図に基づかない（つまり意図的な発話も意図的でない発話もコミュニケーションの発話として認める）発話観」を提案する (220)。それは、発話するという人のふるまいを、「状況と結びついて柔軟に対応し変化する」というアフォーダンス的な面においてとらえようとする提案だろう (221)。

「キャラ」と関連する現象として、「役割語」にも言及されている。「博士語」や「お姫様語」といった役割語は日本語ではかなりなじみ深いものと言うことができる。自分が役割語を使う場面というのを想像してみたとき、それはある人物像を演じる「意図」に基づくのではないか？との疑問を持つ向きもあるかもしれない。たしかに、無意識のうちに「博士語」を使うという想定はあまり一般的ではないかもしれない。しかし、おそらく著者が言いたいのは、そこで起こっているのは個々の発話に対する「意図」というよりも、「博士」という人物像への“モードチェンジ”のようなことであって、それはやはり、キャラよりはスタイルに近いとはいえ、一回一回の意図を超えた一種の身のこなしのようなものだということだろう。

3. 本書のコミュニケーション観

3.1. 「暮らし」のコミュニケーション

5章、6章と進むにつれ、より根源的なコミュニケーションの成立要件が論点となってゆく。言語の、という限定がかかる以前の、そもそもコミュニケーションとはどのような誰がどのように何をすることであるか？という問いと著者は正面から向き合おうとする。5章で問われるのは、ケンドンが言うような、「コミュニケーション」とは「他者と共在している際に起こるあらゆる行動」であるとの命題であり (241)、6章では、コミュニケー

ションとは行動か？という問いが検討される（303）。

さて、どんな答えが出されただろうか？「共在」は、「「相手からの影響を意識し合うこと」を含んだインタラクション」と改めるべきであるとされる。実際に「共在」している必要はなく、「「当事者間で共在が了解されている」という当事者たちの確信」が要件となる（294）。「行動」については、まず、コミュニケーションが成立してもしなくても、コミュニケーションの行動は行動として成り立っているから、コミュニケーションが行動であると規定することはできない（303）。他方で、コミュニケーションには必ず「状況」があり、その状況のもとでの「意識のし合いを含むインタラクション」が必要である。突き詰めたらそれは何かと言えば、「つまり暮らしになる」(307)。これが答えである。

2 点補足する。まず「インタラクション」について。著書は「向かい合う 2 台の大砲の相互砲撃」の例を引き合いに出す。向かい合う大砲が互いに向けて砲撃することは「インタラクション」であるか？ それだけでは否である。「インタラクション」と言えるためには、「それら〔＝砲撃〕の影響どうしの影響のし合い」が必要であり（242）、先の規定に「影響を意識し合うこと」とあった所以である。もう 1 点は「当事者間の了解」に関することで、当事者間の相互了解については、クラークとマーシャルによる「相互知識のパラドクス」の問題、すなわち、「相手が了解していることを了解していることを相手も了解していることを …」という「無限後退」ないし「無限遡及（infinite regress）」に陥ってしまう困難が知られている（277, 279–280）。しかし、おそらく著者は、現実のコミュニケーションにおいて、それは擬似問題だと考えている。現実の問題としては、そうであるかどうかの問題よりも、そうだと思うかどうかの問題であるから。

本書は『… 言語的接近』の書であるから、言語の問題としてそれらがどのように現れるかももちろん検討される。当事者間の了解の確信については、副詞「やっぱり」の例が挙げられる。たとえば、競馬である駄馬が勝つと仲間とともに確信して大金を賭けたが別の馬が勝ったときに、普通の調子で次の b のように言うのはおかしい（291）。

（5.44） b.??やっぱり負けちゃったなぁ、あの馬。
c. ［心底から意気阻喪して悲嘆に暮れる］やっぱり負けちゃったなぁ、あの馬。

「やっぱり」の使用は、「あの馬はダメかもしれない」との考えが当事者間で了解されている（公然と述べてよい）のでなければ不自然である。一方、同じ状況に対して、「駄馬」と十分認識した上で大金を賭けるのであれば、自分たちはどれだけ勝つことを確信していたとしても、「あの馬は負ける」と考えていた多くの人がいたはずであり、それゆえ、負けてしまったときにその多数の考えに屈服して c のように言うなら自然さが高い。b の自然さが低いのも c の自然さが高いのも、どちらも当事者間の相互了解を反映しており、こうしたあり方で当事者間の了解は言語使用においても生きていると言える。

3.2. コミュニケーションの自然誌

著者の到達した答えが「暮らし」であることは上で述べた。本書を読んできて、「コミュニケーションは、…、つまり暮らしになる」との提案を見たときに (307)、軽い衝撃を受ける人もいるのではないかと思われた（評者自身がそうだったから)。もちろん、ただいきなり「暮らし」と言っているのではなく、これまでの議論を踏まえて、「状況」の中での「相互了解」と「インタラクション」を含む場というものを考えたとき、それは私たちが日々送っている「暮らし」にほかならないのではないか？と著者は提案している。そうであれば、読者の受ける衝撃も、いつのまにそこまで連れてこられてしまったのかという思いであると言うべきだろう。

それにしても「暮らし」では、対象としてあまりに全面的にすぎるのではないかとの感じ方もあろう。しかしこれは、「コミュニケーションの自然誌」というパースペクティブで眺めたときに、そこに行き着かざるを得ない認識という意味での答えだったのではないかと評者には思われた。その名も『コミュニケーションの自然誌』という 500 ページ近い論文集がある（谷編 1997)。寄稿者はまことに学際的で、編者の谷は社会人類学、ほかにも人類学、霊長類学、人間行動学などの研究者が並ぶのを見ると、コミュニケーションとは多分に身体的なものであり、コミュニケーションの研究にとって「言語学」はその一部にすぎないことを感じずにはいられない。言語研究者の寄稿者には会話分析の串田秀也もおり、そして定延もその 1 人である。その巻頭に置かれた基調とも言える論文は、倫理学の水谷雅彦による、情報の伝達（復元）モデルとしてのコードモデル批判だった（水谷 1997)。

状況の中での相互了解を踏まえたインタラクションという条件は、程度の差こそあれ霊長類にも認められるだろう。そのような広がりの中でとらえようとするのが「コミュニケーションの自然誌」であるとすれば、「ふつうの話し方」とは多分に身体的な身のこなしであって、人びとのインタラクション自体が人びとの暮らしの部分である、という像が見えてくるのは必定とも言えよう。あとがきに書かれているが (325)、定延がずっと出席していたという 3 つの研究会のうち、この「コミュニケーションの自然誌」研究会と故・杉藤美代子主宰の「音声文法研究会」で得た問いに対して、20 年の時を経て提出された著者の答えが本書であると考えたい。「暮らし」という言葉が本書の読者に与える力は、言語学が「暮らし」から乖離することに私たち（言語研究者）が少し鈍感になりすぎていることへの警告として受け取っておきたい。

4. 言語学（語用論）が定延理論から得られるもの

「コミュニケーションの自然誌」パースペクティブに明らかなように、定延理論は人類学や非言語コミュニケーション論、あるいは人工知能論といった領域や方法論との親和性

を強く有している。ではそれを、言語学内部から見たときに、定延理論は言語学をどこへ連れていってくれるだろうか？

人と人がともにしていること（インタラクション）をとにかく観察するところから出発するのが会話分析なのだとすると、現在の言語学周辺で定延理論と最も親和的なのは 2.2 でも触れた会話分析であるように思われる。定延理論が言語学に欠落していると批判する最たるものは、インタラクションをインタラクションたらしめる「相互性」なのではないだろうか？ 同様の批判に基づいて現れてきたかに思われるかもしれない関連性理論でさえ、話し手ではなく聞き手の推論を理論化するべきだと主張しているにすぎないとも言える。そうではなくて、状況に対する相互了解に基づいたインタラクションがコミュニケーションなのだとすれば、「コミュニケーションは複数の人間で出来上がっている」と言わなければならないだろう。「一人では完結してなくて、全体で一つ、という感じ」であると（定延 2016 の講演における発言）。そうした協同性をとらえる手法として、会話分析の根底にある考え方は定延理論にも通じるように思われる。

「ターン・テーキング」の対象となる「フロア」の訳語「発言権」にも表れているように、会話分析が扱う対象は一種の「権利」である。[3] 言語学の中で「権利」が問題になるのは、社会言語学における「言語権」を別とすれば、ほかには見当たらない。そのように考えれば、“誰が話してよいか？”を問題にする会話分析をさらに進めて、“誰が何を・どのように言ってよいか”までを考察対象とする定延理論は、会話分析的な「権利」を発言の内容や話し方にまで拡張しようとするディシプリンの青写真として見ることができる。そしてそのように見たときに現在の言語学の地平と最もよく結び付けることができるのではないかと思われた。

評者はポライトネスなど対人関係に関わりの深い現象を研究する者だが、インポライトネスの議論など、定延理論によって説明することが可能であるようにも思われてくる。というのは、聞き手が不快に思うときの原因が、「あんたに言われる筋合いはない」ということであるケースが一定数存在するからである。たとえば、おこぼれで何かの恩恵に与った人が、「こんなに…してくれて、ありがとう！」と言ったら、「あんたにしたんじゃない！」と怒られてしまうだろう。そのように言葉を選びまた使う「権利」がないのにするのは越権である、との感覚について、人はとても鋭敏なものである。敬語などの話になると、なぜたかがそんなことでそんなに怒れるのか？と言いたくなるほど皆じつによく怒るけれども、そうした現象を、ある敬語を言われる「権利」を持った自分や、ある敬語を言う「権利」がない人に対する不快感といった、力の感覚によって説明するビジョンも十分

[3]『コミュニケーションの自然誌』に収められた論文において串田は、ジェファーソンに触れながら、ユニゾンする「権限（entitlement）」に言及していた（串田 1997: 261）。

成り立ちそうに思えてくる。

5. 「言語観の批判」について

冒頭で見たように、本書の目次には「X を前提とするコミュニケーション観の批判的検討」という章タイトルがずらりと並ぶ。もしかすると、それを見て怯んでしまう読者もいるかもしれない。しかし、いま見てきたように、本書は人びとがふつうにしているふつうの話し方を理論的にとらえるための提案に満ちている。発話の権利のほかにも、体験の述べ方や、人が半ば無意識に取り替えているキャラの話し方など、状況のもとでの意識のし合いを含むインタラクションの文法を書くために必要な道具が満載されている。それらを総合すれば、“暮らしのことばの文法” になるはずだろう。

読んでくればそのことは十二分に了解されるが、とはいえ目次が「批判」であることもたしかで、本文中での書き方も、そうした現象や話し方が「伝達／意図／共在／行動のコミュニケーション観」では説明できないことが力説される格好になっている。そしてまた、説明できないことを語る言葉のロジックがどこか同型的なものになってしまうこともまた避けがたいと言える。もしかすると、読者がその部分に少しじれったさを感じるところもあるかもしれない。

たとえば本書を、言葉に対する「権利」を前面に出しながら、各章で展開された議論によって「ふつうの話し方の文法」を考察するような書物として書くことも、あるいは可能だったかもしれないと想像する。しかし、想像するや、すぐに答えが返ってきそうにも思われる。それらはすでに、『ささやく恋人、りきむレポーター』や『煩悩の文法』や『日本語社会のぞきキャラくり』で書いているのだと。『煩悩の…』など、副題にあるとおり、「体験を語りたがる人びとの欲望が日本語の文法システムをゆさぶる話」であるから、そうした「ふつうの話し方の文法」については既刊書を見てくれということだろう。

いずれにせよ、定延によって投じられたこの重い一石にどう答えてゆくか、言語学研究者、とりわけ語用論研究者に共通の課題となることは間違いないと思う。

参照文献

Jakobson, R. 1960. “Closing Statement: Linguistics and Poetics.” In T. Sebeok (ed.) *Style in Language*. New York and London: The MIT Press.

串田秀也. 1997.「ユニゾンにおける伝達と交感──会話における『著作権』の記述をめざして──」、谷 泰 (編). 1997. 249–294.

水谷雅彦. 1997.「伝達・対話・会話」、谷 泰 (編). 1997. 5–30.

定延利之. 2005.『ささやく恋人、りきむレポーター』(もっと知りたい！日本語) 東京：岩波書店.

定延利之. 2008.『煩悩の文法』（ちくま新書）東京：筑摩書房.（2016 年 12 月、凡人社より増補版復刊）

定延利之. 2011.『日本語社会のぞきキャラくり』東京：三省堂.

定延利之. 2016.「発話の権利から見た伝達論的コミュニケーション観の問題」第 4 回京都語用論コロキアムにおける講演. 2016 年 9 月 25日. 京都工芸繊維大学.

Sperber, D. and D. Wilson. 1986. *Relevance: Communication and Cognition*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

滝浦真人. 2008.『ポライトネス入門』東京：研究社.

谷 泰（編）. 1997.『コミュニケーションの自然誌』東京：新曜社.